

子育て連絡帳



利用までの流れ

①実施施設に事前登録 ※年度ごとに登録が必要です。

②実施施設へ電話で利用予約

③かかりつけ医の診察・診療情報提供書の受領
※医師により受け入れが不可能と判断された場合には、利用できません。

当日の預かり

※詳しい利用方法は、市ホームページまたは電話で問い合わせてください。

利用料

2,000円
(病児・病後児共通)
※生活保護・市民税非課税世帯は無料です。

施設と対象年齢

※土日・祝日・年末年始はお休みです。

区分	施設名・電話番号	対象年齢	利用時間	定員
病後児保育	友里かご保育園 ☎0287(62)1116	生後2か月～小学校就学前	午前8時～午後5時	3人
	ほし保育園 ☎0287(37)0614	満1歳～小学校就学前	午前8時30分～午後5時30分	3人
病児・病後児保育	国際医療福祉大学 西那須野キッズハウス ☎0287(36)1135	満1歳～小学6年生	午前8時～午後6時	6人

※上記施設以外にも大田原市の金丸こども園の病児・病後児保育も利用できます。利用方法などが一部異なりますので、詳細は☎保育課まで問い合わせてください。

利用者アンケート

病児・病後児保育を利用した保護者へ感想を伺いました。

Q 利用したときの状況は？

A 夫も私もフルタイム勤務。近くに住む祖父母も働いているので頼れず、子どもが体調を崩した時は休暇の調整が大変な状況でした。

Q 利用した感想は？

A 病児の子どもを預けることに罪悪感がありますが、知識のあるプロの方に見ていただくことができるので安心してお願いできます。

Q 利用を考えている方へ

A 休みにくいときもあると思うので、病児・病後児保育の先生たちのサポートを借りて、仕事と育児を両立していけるといいと思います。万が一の時に預け先があると思うだけで、気持ち楽になりますよ。

Check!

子が発熱でも仕事は休めないそんなときは...

▼問い合わせ 園保育課 ☎0287(46)5536

建設費用、スケジュールは？他の庁舎はどうなるの？



既存庁舎の活用

既存の本庁舎は、老朽化が進んでいることや今後も建物を維持するためには多くの費用が発生することから、建物を解体し、跡地は売却することを基本としています。また、他の庁舎は以下の通り検討を進めます。



西那須野庁舎・塩原庁舎

住民戸籍、国民健康保険、福祉などの受付、相談業務、証明書の発行を基本とし、有事の際の防災拠点としての機能を備えます。また、西那須野庁舎には、西那須野図書館を移転し、図書サービスを提供します。

ハロープラザ・駅前図書館

住民戸籍、国民健康保険、福祉などの受付業務、証明書の発行を基本とします。なお、駅前図書館の行政サービスの提供開始時期や業務内容は、詳細が決定次第、広報紙などでお知らせします。

概算工事費と財源

他自治体の事例などを参考に試算した、現時点の概算建設工事費は次のとおりです。概算建設工事費は、社会情勢に伴い変動するため、設計段階でより精査し、コストの縮減を図ります。

概算建設工事費(外構工事費を含む)

約97億8000万円

※消費税を10%として試算。

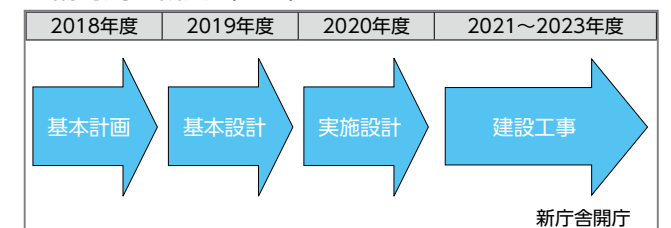
財源

新庁舎整備基金	約40億9000万円
合併特例債	約27億0000万円
合併振興基金	約29億6000万円
一般財源	約 3000万円
計	約97億8000万円

スケジュール

合併特例債を有効活用するため、竣工を2023年度内に設定。概ねのスケジュールは次のとおりです。

整備時期の概要(想定)



※2015年度に基本構想を策定済。

基本設計・実施設計：基本計画の考えに沿った図面・仕様を作製する作業。また、概算事業費の精査を行う作業

市新庁舎建設基本計画(素案)に対する皆さんの意見を募集します

▶募集期限 1月3日(休)

▶閲覧場所・意見提出先 本企画政策課、西総務税務課、塩総務福祉課

※市ホームページからも閲覧できます。

▶問い合わせ 本企画政策課 共豊社108-2

☎0287(62)9254 FAX0287(62)7220

✉choushajunbi@city.nasushiobara.lg.jp

▶意見を提出できる人 市民、市内勤務・通学者、市内に事務所・事業所を持つ個人や法人、本件に利害関係を有する個人・法人・その他の団体

▶提出方法 意見書の様式(閲覧場所が市ホームページから取得)に氏名、住所、意見を記入し、意見提出先に持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出
※意見書には氏名と住所の記入が必要で、電話での受

け付けはできません。

※個人情報目的以外には使用せず、公表しません。また、提出された書面の返却はできません。

▶意見の公表 提出された意見の内容や市の考え方を取りまとめ、窓口や市ホームページで公表します。なお、本件に直接関係がない意見には市の考え方は示しません